

## リボルビング払い・分割払い支払金等の債務免除特約

### 第1条（債務免除の内容）

当社はスルガVisaカード会員規約（以下「会員規約」という）第34条に定めるリボルビング払い又は第35条に定める分割払いによるカード利用の支払債務（以下「リボルビング払い又は分割払い支払債務」という）のある本会員が死亡した場合又は重度障がいになった場合、会員規約第30条、第39条及び第44条に定めるカード利用の支払債務（家族会員によるカード利用の支払債務を含む、以下「支払債務」という）を免除します。

### 第2条（支払債務を免除する場合）

1. 当社は、本会員がリボルビング払い又は分割払い支払債務を負担している期間中に、次に掲げる事由に該当した場合は、支払債務を免除します。
  - ①死亡した場合（本会員が搭乗している航空機又は船舶が行方不明又は遭難してから、その日を含めて30日を経過しても本会員が発見されない場合を含む）
  - ②傷害（傷害の原因となった事故を含む）又は疾病（あわせて以下「身体障がい」という）により、別表に定める重度障がい（以下「重度障がい」という）になった場合
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡又は重度障がいの原因となった身体障がいを被った時が、本特約に基づく支払債務の免除制度発足以前であった場合は、当社は支払債務を免除しません。

### 第3条（用語の定義）

本特約において、次の用語の意味は、当該各項に定めるところによります。

1. 傷害 本会員が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（断続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く）を含みます。
2. 疾病 本会員が被った前項の傷害以外の身体障がいをいいます。
3. 身体傷害を被った時
  - ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時
  - ②疾病については、医師（本会員が医師である場合は、当該会員以外の医師をいう）の診断による発病の時

### 第4条（支払債務免除額の計算）

1. 免除する支払債務の額は、本会員が死亡した日又は重度障がいになった日（重度障がいであることを医師が診断した日をいう。以下同様とする）現在の債務額（支払期限未到来債務を含む）とし、支払遅滞による遅延損害金を含みます。
2. 前項の規定にかかわらず、本会員が死亡又は重度障がいの原因となった身体障がいを被った日（傷害については傷害の原因となった事故発生日をいい、疾病については医師の診断による発病日をいう。ただし、身体障がいを被った時が判明している場合は、その時をいう）以降に新たに生じた支払債務については、免除しません。
3. 当社が免除する債務の額は、いかなる場合も、100万円が上限となります。

### 第5条（支払債務を免除しない場合）

1. 当社は、本会員が死亡した場合又は重度障がいになった場合であっても、次に定めるときには、支払債務を

免除しません。

- ①本会員の故意
- ②本会員の自殺行為又は犯罪行為

2. 当社は、次に定める事由により発生した支払債務は免除しません。

- ①会員規約第24条に定める期限の利益を喪失した後のカード利用
- ②他人によるカードの不正使用

#### 第6条（支払債務を免除するための手続）

1. 本会員が死亡した場合又は重度障がいになった場合は、本会員若しくはその法定代理人又は法定相続人は、当社に対し、次に掲げる手続を行わなければなりません。
  - ①死亡した日又は重度障がいになった日からその日を含めて原則30日以内にその旨を通知すること
  - ②次に掲げる書類を提出すること（ただし、これ以外の書類の提出を求めることがあります）。①死亡の場合は、死亡診断書又は死体検案書②重度障がいの場合は、その程度を証明する医師の診断書
2. 本会員若しくはその法定代理人又は法定相続人が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反した場合、又はその通知、説明若しくは書類につき知っている事実を告げず又は不実のことを告げた場合は、当社は支払債務を免除しません。

#### 第7条（当社の指定医による診察等の要求）

1. 当社は、本会員若しくはその法定代理人又は法定相続人に対し、前項の通知に関する説明及び当社の指定する医師による本会員の身体の診察又は死体の検案（ただし、その際に要した費用は当社の負担とする）を求められるものとし本会員若しくはその法定代理人又は法定相続人はこれに協力しなければなりません。
2. 前項の当社の申出につき、本会員若しくはその法定代理人又は法定相続人が正当な理由がなくこれを拒んだ場合は、当社は支払債務を免除しません。

#### 第8条（免除対象債務の特定等）

1. 当社は、本特約第6条に掲げる書類を受理後、審査のうえ、本特約第4条に基づき当該会員について免除の対象となる支払債務の額を決定します。
2. 前項の決定を行うにあたり、いずれの支払債務を免除するかについては当社の定めるところによるものとし、本会員はこれを予め承諾するものとします。
3. 当社が支払債務の免除をしてもなお本会員の支払債務が残存する場合は、本会員又はその法定相続人は会員規約に従いその支払いをするものとします。
4. 当社が支払債務を免除した場合において、死亡した日又は重度障がいになった日以降に本会員又はその法定相続人から支払債務の全部又は一部について支払が行われた場合には、当社において審査のうえ、支払債務の免除をする部分に既払金があるときはこれを本会員又はその法定相続人に返還し精算します。ただし、本会員又はその法定相続人への返還金には利息を付しません。

別表

対象となる重度障がいの状態

1. 眼の障がい

- (1) 両眼が失明した場合
- (2) 両眼の矯正視力の和が永続的に0.04以下になった場合

2. 耳の障がい

- (1) 両耳の聴力を失った場合
- (2) 両耳の聴力レベルが永続的に100デシベル以上となった場合

3. 腕（手関節以上をいいます）又は脚（足関節以上をいいます）の障がい

- (1) 両腕又は両脚を失った場合
- (2) 両腕又は両足の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合
- (3) 1腕を失い、かつ、1脚を失った場合
- (4) 1腕を失ったか又は1腕の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃し、かつ、1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃した場合
- (5) 1腕の3大関節中の1関節の機能を全く廃し、かつ、1脚を失ったか又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃した場合

4. 指の障がい

- (1) 両手のすべての指を失った場合
- (2) 両手のすべての指の機能を全く廃した場合

5. 咀嚼又は言語の機能を全く廃した場合

6. 難病（厚生労働省特定疾患治療研究事業の対象となっている疾病をいいます）となった場合

7. その他身体の著しい障がいにより、随時他人の介助を受けなければ自用を弁ずることができなくなった場合

(注1) 既に生じていた障がいに新たな障がい加わったことにより上記の状態になった場合を含みます。

(注2) 「手関節以上」又は「足関節以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

(2022年6月現在)